

安平町育英基金奨学金のお知らせ

町内に在住する方のお子さんで、高等学校、高等専門学校、大学または専修学校（専門課程）に在学する学業優秀、品行方正で学資の支払いが困難と認められる経済的理由のある生徒を対象とした奨学金制度があります（返済義務なし）。

※申請にあたっては成績証明書、所得証明書等が必要になります。詳細は町ホームページをご確認いただくか下記までお問い合わせください。

【安平町育英基金奨学金】

高校・高等専門学校 月額 6,000円 大学・専修学校 月額 12,000円

書類提出期限 4月26日(金)

問合せ 教育委員会学校教育グループ ☎ ㊟ 7036

令和6年度 結核検診のお知らせ

今年度も下記のとおり検診を実施しますので、ご都合に合わせて受診してください（肺がん検診を予定している方は受診の必要はありません）。年に一度は検診を受け、肺の状況を確認しましょう。

対象者 昭和35年3月31日以前に生まれた方

※65歳以上の方（令和7年3月31日までに65歳になられる方）

費用 無料

日時 5月21日(火)～24日(金)

場所 広報笑顔4月号にてお知らせします。

検診方法 服を着用した状態にて、検診車（バス）でレントゲン写真を撮ります。

※胸にボタンやファスナーのある服、プリント、ビーズなどがついたTシャツ・トレーナー、ワイヤーや金具などの金属が入った下着は避けてください。

申込方法 申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

【今年度からの変更点】

- ・毎年対象者に送付していた問診票は、送付しません（昨年受診された方のみ、問診票を送付します）。
- ・昨年受診されていない方は、会場に問診票を用意していますので、何も持たずに会場へお越しください。

問合せ 健康福祉課健康推進グループ ☎ ㊟ 7071

こども家庭庁からのお知らせです

旧優生保護法に基づく優生手術（子どもができなくなる手術）等を受けた 男性、女性に一時金320万円をお支払いします。【請求期限 令和6年4月23日】

「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が平成31年4月24日に施行されました。法の前文では、旧優生保護法のもと、多くの人々が生殖を不能にする手術等を受ける事を強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた事に対して、我々はそれぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨を述べています。法に基づき、旧優生保護法による優生手術等を受けた方に対し、一時金をお支払いします。

支給を受けられる方

昭和23年9月11日から平成8年9月25日の間に

- ◎子どもができなくなる手術を受けた方
- ◎子どもができなくなるように放射線の照射を受けた方

〔母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかでない手術などを受けた方を除きます。〕

支給額

320万円（一律）

詳しくは [旧優生保護法 特設サイト](#) をご覧ください。

旧優生保護法 特設サイト

(手話・点字もご用意してあります)



こども家庭庁 旧優生保護法一時金相談窓口

電話：03-3595-2575

午前10時～午後6時 ※土・日・祝日を除きます。